

令和6年度(2024年度)利用者負担額（保育料等）の決定について

◆利用者負担額（保育料等）の算定について

利用者負担額は、両親の市民税所得割額の合計により決定します。（児童やその保護者を、他親族が税や健康保険の扶養としていた場合、もしくは実質的な家計の主宰者である場合は、その親族分の税額を合算して算定を行います。）

	4月分～8月分	9月分～3月分
算定根拠	令和5（2023）年度市民税所得割額 （2022年1月～12月の所得にかかるもの）	令和6（2024）年度市民税所得割額 （2023年1月～12月の所得にかかるもの）

※利用者負担額の算定に用いる市民税所得割額は、調整控除を除く税額控除（配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除等）を考慮しません。

※上記の利用者負担額の外に、施設によっては教材費や給食費・通園バス代等の実費徴収や上乗せ徴収がかかる場合があります。そのほかの費用については、各施設にお問い合わせください。

※利用者負担額を滞納した場合は、差し押さえなどの滞納処分の対象となりますので、御注意ください。

令和6（2024）年度 口座振替日
(つくば市徴収の場合)

月	振替日	月	振替日	月	振替日
4月分	5/2	8月分	9/2	12月分	1/7
5月分	6/3	9月分	10/2	1月分	2/3
6月分	7/2	10月分	11/5	2月分	3/3
7月分	8/2	11月分	12/2	3月分	3/28

※認定こども園、小規模保育事業は、施設で直接徴収のため、振替日は施設によって異なります。

◆多子世帯への軽減について

きょうだいで利用する場合、きょうだい数に応じて最年長の児童から順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。

階層	年齢	0	1	2	3 (年少)	4 (年中)	5 (年長)	6 (小1)～	
		第1～9階層							
第10 ～ 13階層	第2子	きょうだい数カウントはこの範囲に制限							
	第3子 以降	きょうだい数カウントの年齢制限なし							

【問合せ先】つくば市 幼児保育課 入所入園係

TEL 029-883-1111（内線 1532、1553）